

# 令和4年度留学生社会見学業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

---

令和4年度留学生社会見学業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

---

公立大学法人滋賀県立大学（以下、本法人という）では、外国人留学生の日本への理解を深めるとともに、日本人学生との交流を通じて自らのキャリア形成の一助とするため、毎年度1回社会見学ツアーを実施して、日本文化等を知る機会を提供してきた。

本業務は、上記の目的を踏まえて、今年度における社会見学に向けた諸条件を整理した上で、具体的な行程表（視察先の企画立案、観光バスおよび体験教室の手配等）を策定するとともに、当日の社会見学の実施を支援するものである。

## 3 業務の概要

---

- (1) 視察先 未定（企画提案によって決定）
- (2) 日 時 令和4年10月8日（土）
- (3) 旅行形態 日帰り
- (4) 参加者数 留学生30名、日本人学生10名、スタッフ4名（見込み）
- (5) 往 路 滋賀県立大学に8時半以降に出発すること
- (6) 復 路 滋賀県立大学に17時半頃に到着すること
- (7) 必須項目 留学生が日本文化等を体験できる時間を提供すること
- (8) その他 添乗員は要しない。通訳が必要な場合は、本法人のスタッフが実施。

## 4 業務の内容

---

### (1) 行程表の策定

#### ア 視察先との調整

日本文化等に触れることのできる視察地を選定し、スムーズに入場できるよう、事前に必要な手続を行うこと。その際、視察地を案内できるガイド等（日本語のみでも可）を手配することが望ましい。

#### イ 体験学習先との調整

日本文化等を体験できる視察先をアとは別に用意し、スムーズに体験できるよう、事前に必要な手続を行うこと。

#### ウ 観光バスの手配

大型観光バスおよび運転手を手配し、当日の旅行に支障がないように準備すること。

#### エ 経路の確認・調整

高速道路は必要に応じて利用するとともに、乗車時間によっては、途中で休憩場所を用意するなど、時間に余裕をもった行程とすること。

#### オ 昼食

昼食時は自由行動とするため、散策可能な昼食場所（レストラン街等）を案内すること。

#### カ 国内旅行保険の加入

参加者は全員、国内旅行保険（傷害保険）に加入するものとする。

#### キ 費用負担

バスの借上料、傷害保険料、高速道路代および駐車代は予定価格に含めるものとし、視察先に係る入場料や体験学習代（実費に限る）は、別途受託者に支払うものとする。

## (2) 当日の旅行支援

### ア 観光バスの運転

滋賀県立大学内のバス停留所付近を乗降場所とするので、出発10分前には到着しておくこと。また、行程中は安全運転に留意するとともに、視察先で連絡が取れるよう、運転手の携帯電話番号を案内すること。

### イ 緊急時における対応

事故渋滞等に遭遇した場合は、経路や視察先を変更するなど、臨機応変に対応すること。

### ウ 悪天候時の対応

当日、大雨、洪水、暴風警報が発令した場合は、15日（土）に延期する。（キャンセル料が発生する場合は中止）

## 5 契約期間

---

契約締結日から令和4年10月31日（月）まで

## 6 業務の実施条件等

---

- (1) 業務の遂行にあたっては、本法人と十分に連携を図り、随時、本法人の指示および承諾を受けること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 本法人は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に本法人の承認を得るものとする。

## 7 行程表の提出

---

受託者は、契約締結後に次の書類を提出し、本法人の承諾を受けるものとする。

なお、内容に変更が生じた場合には、速やかに本法人へ文書で報告し、承諾を受けなければならない。

- ・ 行程表
- ・ その他、本法人が必要に応じて指定する書類

## 8 委託料の支払い

---

委託料の支払いは、精算払い（業務完了後）とする。

## 9 その他

---

- (1) 本仕様書および企画提案書等に記載された業務内容の詳細については、本法人と受託者で協議を行い決定する。
- (2) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合および受託業務の細目については、本法人と受託者で協議の上、決定するものとする。